

## 紹介

M・E・キヤラスーウィルソン著

### 「中世のマーチャント・

### ヴェンチュアラーズ」

(Eleanora M. Carrus-Wilson, Medieval Merchant Venturers: Collected Studies, Methuen & Co. Ltd, London, 1954)

近藤 晃

本書は、亡きアイリーン・パワー Eileen Power の遺髪を継いでロンドン大学経済史教授となつたエラノーラ・M・キヤラスーウィルソンが過去二十有余年にわたつていろいろな形で公表してきた諸論稿を自ら一書にまとめたものである。従つて、一九二九年から一九五〇年という副広い執筆年代をもつこれら八篇の論稿は、上梓に當つて新たに筆をとつた『序説』一篇とともに、それ自体彼女の歩んできた経済史研究の道程と年輪を示すものとして頗る興味深いものがある。

まず、予め本書の篇別構成を提示しておけば次のとおりであ

「中世のマーチャント・ヴェンチュアラーズ」

23

#### Introduction

- I. The Overseas Trade of Bristol in the Fifteenth Century.
- II. The Iceland Venture.
- III. The Origins and Early Development of the Merchant Adventurers' Organization in London.
- IV. An Industrial Revolution of the Thirteenth Century.
- V. The English Cloth Industry in the Twelfth and Thirteenth Century.
- VI. Trends in the Export of English Woollens in the Fourteenth Century.
- VII. The Effects of the Acquisition and of the Loss of Gascony on the English Wine Trade.
- VIII. The Aulnage Accounts: a Criticism.

さきにも触れたように、これらの各章は、それぞれ異つた執筆年代をもつ独立した論文であり、本書に収められるに當つても各論文はいづれも原則としてオリヂナルな形を失なつてはいない。収録をみる際に加えられた若干の操作は、幾多の謝辞に満ちた『はしがき』の冒頭に著者が明記しているとおり、いづれも唯単に僅かな誤植と細かな誤謬を正すことに留まつている。いま、それぞれの論稿について通観するならば、まず本書の第

一章および第二章に相当する二つの論文は、周知のように、一九三三年に刊行された、Eileen Power and M. M. Postan (ed.), *English Trade in the Fifteenth Century* (Kegan Paul, London) の中に収められていたものである。また、第三章は、これも同じ年 *Economic History Review*, Vol. IV, No. 2 のために書かれている。

これの一九三三年に公表された一連の労作と次の四つの章との間には、ほぼ十年前後の歳月が経過している。そしてこの間、著者の問題意識の内部においても著しい発展がみられ、その研究的視野は大きく拡大されたであろう。この点は諸稿の目次表題からもほぼ推測できることであるが、差しあたりここで深く立ち入ることは避けておきたい。第四章は、一九四一年同じ *Economic History Review*, Vol. XI, No. 1. に執筆されており、第五章、第六章もそれぞれ一九四四年と五〇年に同じ学会誌を通じて世に問われたものである (Vol. XIV, No. 1; *Second Series*, Vol. III, No. 2)。ただ第七章は、丁度これらの間隙を縫うようにして、一九四七年 *Bulletin of the Institute of Historical Research*, Vol. XXXI, No. 63. の誌上に公表をみているが、次の第八章の場合にはその執筆年代は最も旧く、初期三稿に先立って一九二九年 *Economic History Review*, Vol. I, No. 1. に発表されている。

このように、本書の各章を占める大小八篇の論文は、いづれも全く独自にそれ自体一つの完結した研究論文として執筆さ

れたものである。しかし、それらは当初より共に一書を構成すべき共通の契機をもっているのである。この点について、著者キャラスウィルソンは巻頭の『序説』で次のように説明している。

『この著書を形づくっている諸論文は、一見したところではお互に何の関係ももたないようにみえるかもしれないが、実際には共通の起源と共通のテーマをもっている。これらは、十五世紀におけるブリストル Bristol の外国貿易の状態と、この世紀の末葉、新世界探訪を企てるキャバット家 The Cabots の航海をブリストルのマーチャント・ヴェンチュアラールたちが支援せねばならなかったその周囲の環境とにたいする研究から生まれたものである。』(Ibid., p. xi) と。

十五世紀当時その基礎を既に原毛輸出から毛織物の輸出に移っていたブリストルの外国貿易は、こうした輸出品目の転換と雁行して、その主たる担い手をイタリーやドイツの商人から『富裕にして進取の氣に富むイギリス商人』に交替させていたのであるが、みられるとおり、そのブリストル貿易の主體的・客観的諸条件の究明という問題は、過去二十数年来彼女の研究的興味を断えず喚起してきたばかりでなく、他方では、その研究過程から生みだされたこれら八篇の論稿をもって一書を構成せしめるべき、全篇の主題たる位置づけを得てもいるのである。そして、この点からすれば、本書にたいし『中世のマーチャント・ヴェンチュアラーズ』という表題が与えられた事情も

容易に首肯できるものといえよう。

さて、キャラスウィルソンのこの論文集の内容を紹介するにあたり、なお若干の点について予め言及しておかなければならない。前にもしばしば述べたとおり、本書の内容をなす諸篇はいづれも収録に先立って既にそれぞれ発表の機会をもったものである。ここで新しく筆のとられたものは『序説』一篇にすぎない。しかしながら、それではその研究成果が、我が国の斯界において、正しく撰取され評価されてきたかという点になると、遺憾ながら十分自信のある解答は与えられないのではないだろうか。その理由はいろいろあるかもしれないが、恐らくその執筆され世に問われた時期に主な原因が潜んでいるものと思われる。すなわち、《Custom Return》の分析を基礎として展開されたブリストル貿易の研究を始めとする初期の三つの労作は、広汎な視野をもつとはいえ、一応個別研究の領域を堅持していたが、彼女の研究課題が漸くマーチャント・アドヴェンチュアラーの発展を規定する客観的諸条件、とりわけその生産的基礎の検討に移り、「第四章」以下の成果をつぎつぎと齎らし始めた時期、すなわち一九四一年から五〇年にわたる十年間は、折悪しく第二次大戦の嵐が全世界を蔽い、それが本邦の経済史学界から、海外の研究成果に接する一切の機会を奪った時期でもあったからである。従って、キャラスウィルソンによってこの時期に提出された極めてオリヂナリティに富む諸々の業績は、こうした事情からその殆んどが戦後になって始めてわれわ

れの前に姿をみせる結果となつたのである。このことが、われわれにとつてキャラスウィルソンを甚しくフレムドな存在たらしめた一つの大きな理由となつたことは否めないであろう（例えば、トレヴェリアン G. M. Trevelyan からの孫引きにより彼女の研究を著しく歪曲して理解している経済史家が現に存在しているという事実をここで想起してみるとよい）。わたくしは、彼女の一連の研究がいま論文集の形で上梓されたこの機会にもう一度検討しなおすことは、諸般の事情からみてあながち無駄な努力といつてしまえないものを感じるのである。

さて、次に紹介の方法について一言釈明しておきたい。本稿を作成するに当って、わたくしは始めからその全貌を紹介しようという計画をたてなかつた。ここでは、新しく書かれた「序説」と特に十二・三世紀のイギリス羊毛工業の動向を取扱った「第四章」および「第五章」とを重点的に紹介してみたいと考えている。それは与えられた紙幅の関係もあるし、また一九三三年に発表された三つの論文は、一応既に消化済みと見做すことも決して不当ではないと考えたからでもある。しかし、それ以上（注）にこうした紹介の形式をとらせているものは、わたくし自身の問題意識である。従つてこのような方法をとる限り、ディテイルにおいては、できるだけ忠実なそして詳細な紹介がなされるであろうが、大綱においては結局わたくしが強い関心を示している問題のみが主として辿られることとなる。そのため、ブリストル貿易の主体的・客観的條件の究明を果そうとする著書

の意図は、必ずしも忠実に再生産されない結果に終るかもしれない。この点は前もって十分読者の諒解をえておかねばならぬ。

(註) この点について十分な説明を加えている余裕はないが、ヴィノグラドフ Vinogradoff 以来イギリス封建社会史研究の伝統的な見解となってきた所説、すなわち十三世紀をイギリス・マナーの「古典的時期」ないしは「最盛期」と見做す段階規定の仕方について、わたくしはさきに若干の疑問を提出しておいた。詳しくは「立教経済学研究」第九巻第二号に掲載された拙稿『いわゆる「最盛期」におけるイギリス・マナーの流通機構』とくにその第二節を参照して頂きたい。やや予知的な表現になるが、このキャラス・ウィルスンによる一連の実証は、多かれ少かれわたくし自身の十三世紀に関する見解を側面から支援する契機を含むものとわたくしは考えている。これとともに最近公刊をみた E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History of England in the 13th Century* (ed. R. H. Hilton, 1956) が併せて検討されるならば、問題は一層合理的に理解されるものと思われる。

それでは、まず『序説』の紹介から始めることにしよう。

本書の巻頭に加えられた『序説』(pp. xi—xxx)は、全巻の総括的展望としての意義をもつものである。ここでは『Exchequer』による「関税記録」(Custom Accounts)を主要史料として、十四世紀後半から十六世紀前半にわたるイギリス羊毛貿易の変遷のあとを量質両面にわたって分析するとともに、その間にあって次第に抬頭してくるイギリス商人が、漸てマーチャント・ヴェンチユアラーズ・カムパニーを形成し、羊毛製品の輸出貿易における主導権を掌握してゆくプロセスが辿られている。

中世においては、同じ都市あるいは同じ都市同盟の商人たちが、自己の利益のために何らかのギルド組織を形成する一般的な傾向がみられる。十三世紀のロンドンには、原毛を買い毛織物を販売するフランドル商人の《*Wanges*》があつたし、そのほか *Easterlings* のそれに所属するドイツの商人たちも存在したが、一方、大陸におけるイギリス商人のギルドも、十三世紀末には既に史料の上に明瞭な形をとって現われ始める。エドワード一世の命をうけてアントワープ Antwerp のフランドル Brabant 港に向け羊毛を輸出していた商人たちの《*Wellowship*》がそれである。

これにみるような低地諸邦 Low Countries に活躍するイギリス商人は、若干の毛織物の販売にも当たっていたとはいえず、夥しい史料が明かにするように、その主たる営みは海峡をこえて

大量に送られてくるイギリス羊毛の販売であった。十四世紀の前半当時、英国は食糧と原毛の輸出国として、なおローマ期以来の伝統を保持していたのである。低地諸邦の毛織物工業が各都市を基盤として繁栄を示し、イギリスの原毛を大量に吸収していた事実は既に周知く人の知るところである。

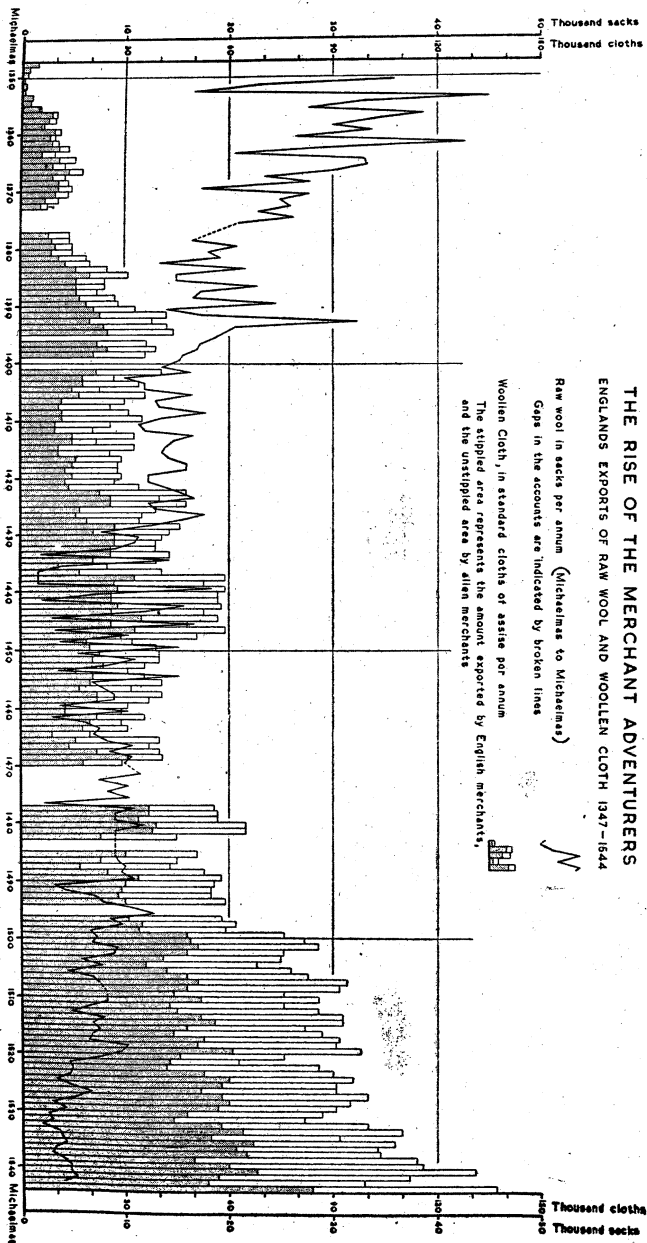
しかしながら、こうした十四世紀前半にみられる羊毛貿易の基調は、その後急激な変化を示していった。曾つて輸出品目の基軸的部分を占めていた原毛に代つて、新しく毛織物が輸出される傾向が特徴的に現れてくる。とりわけ支配的に原毛輸出であった低地諸邦貿易に示された変化は極めて著しいものがあつた。十四世紀後半、いわゆる《Staple System》の確立を転機としてイギリスの原毛輸出が専らカレー Calais を經由するよう強制され多額の関税が課せられて以来、低地諸邦の諸都市で活躍するイギリス商人は羊毛取引を捨ててその営みを毛織物の輸出に転換させていった。このような事情は次の数字からも窺い知ることが出来る。すなわち、一三五〇—一六〇〇年代には年間平均三二、〇〇〇サックにのぼつたイギリスの原毛の輸出が、一三九〇年代には一九、〇〇〇サックに減少している反面、逆にこの時期の毛織物の輸出量は七倍という飛躍的な伸長を示し、一三五〇—一六〇〇年代に年間平均五、〇〇〇反を数えるにすぎなかつたものが、一三九〇年代には三七、〇〇〇反に及んでいる。勿論こうした貿易面に現れた現象は、相互に因となり果となりつつ毛織物工業の発展と緊密な関係に立っていたはずで

ある。いつれにしても、従来フランドル製の毛織物が支配していた低地諸邦の市場には、こうして十四世紀後半には自国の羊毛を原料とする生産費の廉いイギリスの毛織物が流入し、有利な競争を展開してゆくのである。しかしこの時期のイギリス製毛織物のための市場は決して低地諸邦のそれに限られていたわけではない。十四世紀末期以来、バルト海沿岸の諸国やスカンディナヴィアの市場は、既にギヤスコニイ Gascony を凌ぐ比重を示していたばかりでなく、さらにイタリー商人の手によりその販路は遠く地中海方面にまで拡大されていたのである。

- (1) ここで「羊毛貿易」という場合は単に原毛 raw wool のそれに限定することなく、便宜上毛織物をも含めた羊毛関係の貿易一般の総称であるの《woollen trade》の訳語として用いることにした。従つて、《export of wool》のごときは「原毛輸出」としてこれと区別しておいた。
- (2) こうした十四世紀の羊毛貿易の示す一般的な動向については、本書の第六章に詳述されている。

右のような十四世紀に始まるイギリス羊毛貿易の構造転換は、十五世紀に入るとともに終局的に完成されてゆく。かの《Exchange》の手になる《Custom Return》の示すところを一三四七年から一五四四年にわたつて累年的に集計してみるならば、「原毛」「毛織物」という二つの重要商品の輸出高が描き出す逆比例関係は自ら明かとなる(図表参照)。すなわち、

THE RISE OF THE MERCHANT ADVENTURERS  
ENGLANDS EXPORTS OF RAW WOOL AND WOOLLEN CLOTH 1347-1544



十四世紀後半には、毛織物輸出についての急激な進展の時期が原毛輸出の鋭い減少を伴いながら継起的に現れている。そして十五世紀初頭にみられる極く些細な下降期を経過したのち、原毛輸出の破局的な衰退現象を伴いながら、世紀半ばに現出される未曾有の好況期に連なつてゆくのである。しかし、毛織物輸出の発展はその後も決して直線的なものではなかつた。一四五〇年以降約二〇年間は、イギリス貿易は殆どすべての分野で衰退ないし停顿状態に陥り、毛織物の輸出も約三〇パーセントの減少をみせている。しかしながら、このような毛織物貿易にみられる衰退現象は、エドワード四世の末期には既に克服されたばかりでなく、さきの好況期における輸出高さも凌駕し平均六〇、〇〇〇反という数字を記録している。以来、若干の曲折を示しながらもイギリス製毛織物の輸出は着実に上昇の一途をたどり、十六世紀初頭、ヘンリー七世の末期には年間平均八二、〇〇〇反、一五三八年以降四四年にいたる六年間には平均一一八、〇〇〇反が海を渡つた。

『こうして中世後期には、英国は原料の輸出者というよりも寧ろ加工された毛織物の輸出者となつたのである。いま仮りに一サツクの羊毛から関税計算の規準となる標準規格の毛織物が通常四反と三分の一が作られるものと仮定すれば、十四世紀中葉においては、英国の輸出する羊毛のうち毛織物として出されていたものは僅かにその四パーセントに過ぎなかつたわけである。この比率は十四世紀の末になると三〇パーセントを上廻

り、十五世紀半ばには優に五〇パーセントを超えた。英国はこのとき原毛の輸出者たるよりは寧ろ毛織物の輸出者となつたのである。ヘンリー八世の末期ともなれば、それは約八六パーセントに達した。』(Ibid., p. xxx)

右のように使用価値量に即した視点から当時のイギリス羊毛貿易にみられる変遷の過程を辿つた場合にも、「原毛」と「毛織物」との拮抗関係が描くカーブが非常に鋭角的なものであつた事実が判然とするのであるが、これを更に価値量の観点から再編成してみるならば、その対照は一層明瞭なものとなつて現れるはずである。当時の市場価値を検討すれば、諸般の事情から推して一サツクの羊毛の価値は大体二反強の毛織物のそれに等しいと仮定できる。この等式に立脚するならば、『十四世紀の中頃と十六世紀中葉との間では、原毛と毛織物との相対的な重要性の度合は丁度逆であつたと思われる。一三五〇一六〇年には、毛織物は輸出額の八パーセントとなつていたが、原毛は九二パーセントに及んでいた。ところが、一五三八一四四年には毛織物が九二パーセントとなり、原毛は逆に八パーセントにすぎなかつた。…同時にイギリスの輸出額も「絶対的に」著しく増大していたのである。ヘンリー八世の治世末年には、原毛としてまた毛織物製品として輸出された羊毛の総量は、十四世紀の初期ないし中期に輸出されていたところと比較すれば、あるいはさして多くなかつたかもしれない。しかし、その総価値量は、原毛から毛織物に転換したため、恐らく二倍近いもの

なっていたであろう。』(Ibid, pp. xx—xi)

以上ここに通観してきた中世後期におけるイギリス羊毛貿易の構造転換は、同時に他方では「重要商品」たる原毛の輸出に専らたうさわつてきた《Merchant Staplers》にたいする毛織物輸出商人の勝利として、またさらに曾つてイギリス貿易の牛耳をとつてきた外国商人にたいするイギリス商人の勝利として展開していたのである。

イギリスがなお主として粗原料〔食糧・羊毛〕を輸出していた十三世紀には、貿易の主導権は外国商人の手に掌握されていた。低地諸邦の市場にイギリスの羊毛を供給していたのは、初期にはフランドルの商人でありその後イタリアの商人によつて継承されている。イギリス商人は、恐らく羊毛輸出貿易が絶頂に達していたと思われる十三世紀の後半にあっては、未だにその三分一以上を担当するまでに成長していなかった。しかし、毛織物の輸出が顕著な発展を示し始めるや、この方面におけるイギリス商人の抬頭は著しいものがあつた。『イングランドの際立つた発展過程のなかでもイギリス商人の進出にまさるものはなかつた。十四世紀の末年には羊毛とブドウ酒の貿易は殆ど彼らの手中に帰し、いづれも量の点ではかなりの減少をみせてはいるが、英国人がそれぞれのうちに占める役割は、この世紀の初年に比べれば相対的にも絶対的にも大きくなつてゐる。：：：外国商人はイングランドでなほかなりの仕事をしていたが、イギリス貿易における彼らの優勢は終局的に失われたので

ある。』(Ibid, pp. xxii—xxiii) しかしながら毛織物貿易は早くから主としてイギリス商人によつて担われたのである。一三五〇—一六〇〇年代には既にその八〇パーセントがイギリス人の支配に帰属していた。このことはイギリス製の毛織物が当時お多數の外国商人を呼びよせるほどの需要をもたなかつたことにもよるだろう。大陸およびバルト海方面に毛織物のための市場が漸く開拓されるに及び、外国商人との競争は次第に激しいものとなつたが、前掲の図表が明かにしているように、十四世紀の末期にあつてもイギリス商人はその半ば以上を確保し、その投資についても初期の約二倍に増加していることはほぼ誤りのないところである。十五世紀初頭には一時外国商人に主導権が移つた時期がみられるにせよ、一四二二年以降には再びイギリス商人が優勢を示し、さらに十六世紀に入つても依然として同様な趨勢は維持された。しかしこの時期のイギリス商人の発展には、こうした相対的側面の分析からは捉え難い激しさがあつたのである。一三四七年にイギリス商人の手で輸出されたこの国の毛織物の数と比較すれば、一四〇〇年のそれは既にその四倍に達していた。以来このイギリス人による毛織物の輸出量は上昇の一途を辿り、十五世紀の中頃には六倍となり、さらに十六世紀初頭には十倍という飛躍的な発展を示している。そしてヘンリー八世の治世末に記録されたその総額は実に十四倍という劃期的なものとなつたのである。こうした毛織物貿易の状態に比して他方原毛輸出に従うイギリス商人の営みは逆に著しく



萎縮し、十四世紀の末年には曾つて世紀初頭に記録された取引高の僅か三分の一に下落しており、これを毛織物商人の営みと比較すれば精々七分の一に相当したに過ぎぬ状態であった。

さて、こうした羊毛貿易に示された十四世紀以来の再編成過程は、社会的にも一つの明かに新しいタイプに属する商人階層を分出させてゆく。それは主として《Staple System》の域外にあって夥しい富と特権を獲得することに成功した毛織物商人の一群である。彼らの存在は、なお『商人』ギルドや大都市の同業組合に編成されていた中・小の手工業者ないし商人たちから次第に区別され、商人の貴族階級とよばれるに相応しい風貌と内実とを備えるにいたった。しかしそのうちには尙少數の《Merchant Staplers》が含まれた。彼らは原毛の輸出者として条令により《Company of the Staple》に組織され、英国駐屯軍の保護のもとに商取引の安全が保証されていたカレー港にのみ原毛の搬出が認められていた。しかし毛織物の輸出者としては、この階層に属する富裕な商人層は何らの保護も受けなかつたとはいへ如何なる「カムパニー」にもそして如何なる港にも束縛されない自由を有していた。彼らは東奔西走し自ら一二隻の船を駆り積極的に市場の開拓に努力したのである。それ自体「冒険者」であつたこれらの商人は、その名も《Venturer》ないし《Adventurer》とつて《Merchant Staplers》や国内商人から明瞭に区別された。相互に共通の利益を求めて《fellowship of adventurers》を結成した彼らは曾つてその

先覚者たちが低地諸邦において獲得した数々の特権を継承したのである。

毛織物の輸出者になりたいして何時頃から《adventurer》なる名称が与えられたか、そして彼らの「同盟」はどのようにして形成されたかといった問題はなお明瞭に答えることは困難である。この名称が用いられた最も古い史料は恐らく一四四三—四年に記されたロンドンの《Mercers' Company》の「会計記録」であらう、これには《adventurers of mercery》にたいする課税項目が見出される。そしてハンリー七世の即位したとき以来、ロンドンの毛織物商人は自ら「マーチャント・アドヴェンチュアラーズ、すなわち Holland, Zealand, Brabant, Flanders の各地に向つて取引するロンドンの市民」と称していたことが明かにされている。しかし十五世紀後半《Merchant Adventurers》なる言葉が用いられていたのは決してロンドンだけではなかつたし、またその目的地も低地諸邦に限られていたわけでもない。おそくも十五世紀末年にはブリュッセルにも《Merchant Adventurers》の「同盟」ないし「組合」は明かに存在していたし、それは關する一五〇〇年に発せられた多くの条令には彼らがアイルランドやアイスランドにそしてフランス・スペイン・ポルトガルに英国製の毛織物を輸出していた事実が明示されている。またこれと同様にヨーク・Hall 等にも十五・六世紀には明かに《Merchant Adventurers》とよばれるに相応しい商人が存在した。

総じて、イギリス羊毛工業の発展・羊毛輸出貿易の狭隘化・百年戦争の勃発と関税の強化・毛織物輸出の飛躍的な増大等々十四世紀以来英国の体験した一連の事実は、『Merchant Stagers』にたいする鋭いアンテナ・テーゼとして『Merchant Adventurers』の成立を齎らす結果となったのである。そして十五世紀末期以来低地の毛織物市場が著しくその比重を増してきたとき、漸く対低地諸邦貿易の中軸となったロンドンとその『Merchant Adventurers』の繁栄と優越が確定するのである。

## 二

十四世紀以来のこうしたイギリス羊毛貿易の構造転換と富裕なマーチャント・ヴェンチュアラーズの生成に関する研究は当然生産過程におけるその規定的な動向の探索を促がすであろう。本書の「第四章」および「第五章」は主としてこの目的のために捧げられているが、この二つの章においてキャラスウィルズンによって検討された問題は、第一に十三世紀におけるイギリス毛織物工業の再編成過程の姿態を明かにすることであり、第二にはそれに先行する初期毛織物工業の構造を分析することであった。本稿では、便宜上まず第二の問題が取扱われている「第五章」の紹介から逆に始めることにしよう。

十二世紀後半以来の約一世紀間は都市とそのギルド組織を基

盤として営まれる毛織物工業の全盛期であり、それらの生産物はそれぞれの都市の名が与えられて輸出されていた時期であった。

当時こうした産業的中心として専ら上質の毛織物を生産し遙がぬ名声と繁栄を築きあげていた都市はビヴァリー Beverley でありリンカン Lincoln、スタムファード Stamford、そしてノーサムプトン Northampton であった。またこれらのイースト・アングリアの平地に程近い四つの都市に次いでヨーク、ラウス Louth、レスター Leicester の名も広く知られている。これらの都市はいづれも王室のために良質の布を生産していたばかりでなく、内外の市場を背景とする大規模な毛織物工業の拠点だったのである。例えば、十三世紀中葉の史料はスタムファードの織元がイタリーと取引していたことを明かにしている。またあるスペインの商人がノーファーク Norfolk の海岸で海賊の襲撃に遭った際、『スタムファード、ビヴァリー、ヨーク、リンカン、ノーサムプトン、ラウス等で作られた緋布 (scarlet)』その他の毛織物』を積んでいたという事実も記録されている。

しかし以上の諸都市以外にも当時毛織物工業をもつて知られる幾つかの都市が存在する。ここでは主にも廉価な組織の布地が生産されており、その一部は貧民救恤の目的から王室によって購入されていた。これらのうち恐らく最も著名なものはコーチェスター Colchester であろう。一二四九年、四二年、五四

年の史料には王室が『Russel de Colcestre』を買い上げた記録が残されている。またコーチェスターとともにこの種の毛織物を産出していた都市としてオクスフォード、ロンドン、ウィンチェスター Winchester がその名を連ね、マールバラー Martborough、ベドウィン Bedwyn 等々の群小工業都市の上にはお明瞭な存在を示していた。

『これらのすべての都市には大規模な「毛織物」工業が存在し、地方の顧客のみならずロンドンや輸出市場を潤っていたであろう。しかしわれわれの知るかぎりでも、例えその毛織物が近在の地方以外では未だに広い名声を得ていなかったとしても、毛織物の生産に従事する組織化された手工業者の一群を有する都市はイングランドの全地域にわたって存在した。北部地方においては、「染色工」(dyer)の集団が例えば十二世紀のニューキャッスル Newcastle やダーリントン Darlington に見出されるし、中部や東部諸州ではノットティンガム Nottingham やハンティンドン Huntingdon に「織布工」(Weaver)のギルドがあったし、また西部についてはグロスター Gloucester の「織布工」、ウスター Worcester の「染色工」、トックスベリ Tewkesbury の「縮絨工街」(Fullers' Street)、サイアレンヤスター Cirencester の「染色工街」などが知られている。』(Ibid., pp. 214—215)

次にこうした当時のイギリスの毛織物工業にたいする原料の供給が如何なる事情のもとにおかれていたかについて簡単な

「中世のマーチャント・ヴェンチニアラーズ」

展望が行われる。

当面詳細にわたることは避けることにするが、まず原毛は殆ど専ら広大な農村地方からの供給に依存していた。もともと、原毛が外国から輸入されたことを示す史料も皆無とはいえない。一二五七年にロンドンで、また一二六四年にウィンチェスターでそれぞれ輸入財貨への課税額が決定された際にスペインの原毛と紡毛糸 (Wool) がそれに含まれていたし、またその頃ロンドンの織布工にたいする条令の中には国産の原毛とスペイン産のそれとの混織を禁止する趣旨の『Ordinance』があった。とはいえ、概してイギリスの羊毛生産は自国の産業を賄ったのみでなく、当時全盛を誇ったイタリー・低地諸邦等の毛織物工業にとつても最も有力な原料の供給源であったし、事実、羊毛は紛れもなくイギリス最大の輸出品たる位置を占めていたのである。その他、縮絨行程で用いられるアルカリ土類も羊毛と同様国内に豊富な供給源をもち、輸入に仰いだ事實は全くみられない。

しかし染料に関する事情は非常に異っている。当時用いられていた染料としては青色染料たる青藍 (woad) を始め、洋茜 (madder)・鉛丹 (vermilion)・洋紅 (grain) 等の赤色染料、サフランその他黄色染料などがあった。これらの大部分のものは国内でもかなり生産されていたが、著しく増大した需要をみたすためには量的にもまた種類の点でも極めて不十分な状態であった。従つて自国で生産されないものは勿論、若干の供給源

のあるものでさえ西欧北欧の各地から輸入され、またさらには遠く地中海沿岸や熱帯諸国からの供給にも期待しなければならなかったのである。

毛織物工業のもつ各種の工程がいづれも国内に豊富な原料を有していたなかに、独り最後の染色工程のみが海外から輸入に強く依存していたという事態は、生産物市場の存在形態とも関連して染色工に独自の経済的性格を与えたのである。織布工にたいする原毛、縮絨工のためのアルカリ土類、仕上工 (cloth-finisher) に委ねられる粗布、——これらはすべてイギリスの美しい牧草地と清らかな流れから、そしてこれらに根ざす織布工程の営みから断えまなく提供されてきた。けれども、染色工程に関しては技術的熟練と科学的知識に加えて海外市場との不絶の接触が要求されたのである。従って『毛織物工業のこの工程には、富と「社会的な」影響力をもつ人々が当たっていたとしても取えて驚くには当らない。彼らは外国商人と密接な関係を結んで染料を購入していたばかりでなく、自ら彼ら(外国商人)にたいして毛織物を販売し且つしばしば半成品加工の全行程を組織していた。これらの人々は、事実上、手工業者というよりは商人でありまた企業家でもあった。ここでは染色のための現実の労働は彼らが自ら雇傭する下僕の手に委ねられていたのである。』(Ibid., p. 222)

十三世紀の染色工が著しく商人的性格を帯びていたこと、彼らが商人ギルドの成員であったという事実によって雄弁

に裏書きされよう。当時のギルド関係の史料を検討してみれば、織布工や縮絨工がそれぞれ旧くから固有のギルドを組織していたにもかかわらず、染色工の場合には一般の手工業者とは大きく事情を異にして、明かに他の商人ともどもに「商人ギルド」に編成されていた事実が看取できるのである。一般に「商人ギルド」と「職人ギルド」との間の確然たる区別は想像を絶する厳しさをもって行われたのであつて、このことはレスターにおいて一人の商人が自分の家で織布を行った科により商人ギルドを追われたという一二七六年の事例からも容易に窺われるであろう。事実、十二・三世紀の「商人ギルド」に関する〈membership roll〉を仔細に探索してみても、そこに記載された職名の中には、染色工を除けば如何なる毛織物関係の職名も見出せないのが普通である。また、十三世紀初頭にあつて特定の市民に「商人ギルド」の結成を認可する。「特許状」には『縮絨工や織布工を除き』という語句がしばしば記されている。

こうした一連の事実は、その営みの性格からいってもまた当時の社会的通念からしても、十三世紀の染色工が明かに商人の範疇に属していたことを示すものであるのみならず『実際、織布工や縮絨工とは異なり、染色工は当時急速な発展を示しつつあつた都市の支配階級の一員であり、市政総体の指導とその商工業の保護と規制とに参与していた。』(Ibid., p. 227) しかもその政治的な実力は王権を動かして一連の条令を發布せし

め、自己の独占的な諸権益を保証せしめるほど充分に強力であった。例えば、一一九七年のリチャード一世による著名な《*Age-size of Measures*》が総べての毛織物は二ヤードの幅をもたねばならぬことを規定しているばかりでなく、同時に都市以外の場所での販売を目的とする一切の染色を禁止している事実を想起すべきである。

ではこうした染色工のとする毛織物生産の各行程にたいする関係はどうであったか、彼らの産業支配の体制は如何に組織されていたか。これらの問題にたいする解答を導くために、まず十三世紀中葉のレスターにみられる事例が提示される。

それはレスターの富裕な一市民 Henry Houll の営みに関するものである。《*alderman*》の裁判記録が示す彼れの違犯事項の数々はその営みがどのような範囲に及んでいたかを伝えて頗る興味深いものがあるが、まず彼れは明かに原毛と毛織物の染色に関与していた。一二五九年、彼れが禁止されていた染色法によつて原毛や毛織物を染めて違犯に問われた事実がそれを示唆している。しかし彼れは他方織布工程にも関係し自己の羊毛を織り上げるために織布工を利用していた。同じ一二五九年、このレスターの染色工は黒い羊毛を更に黒くするため大青に浸し、のちにこれを青鼠色の布に織つた料により処罰されている。また一二五六年、Roger of Ketton なる一人の縮絨工は禁じられている方法で『Henry Houll の染色済みの毛織物を縮絨して』有罪の宣告をうけているが、このことは Henry

Houll がその粗布 (*raw web*) を流水で洗いそれを縮絨するためにこの縮絨工を「傭つて」いたという事態がある程度まで予想させるであろう。そのほか、この染色工が仕上の施された毛織物をボストンに送り自己の店舗でこれを販売していた事実も或る係争事件が明示している。

一般に十二・三世紀における都市の毛織物工業は、右の事例にもみられるように、主として染色工から生成した市民の一階層、すなわち、織布工や縮絨工にたいして前貸支配 (*putting-out*) を展開することによつて毛織物生産の全過程を掌握しその生産物をイースト・アングリアの大都市市場で販売していた「企業家」<sup>(註)</sup>たちの指導のもとにその繁栄を築いていたのである。さきに掲げたレスターにおける一例には必ずしも前貸制の存在を適確に立証する十分な証拠はみられなかったが、縮絨工や織布工と企業家層とを結ぶ関係が、ギルド組織を媒介とする問屋制前貸のそれであったことを暗示する史料は決して少くない。

この間の事情を最もヴィヴィッドに伝へうる史料は、恐らく、レスターのバラ (Borough) とそのギルドに関するものであろう。

織布工も縮絨工も決して独立の生産者ではなく、いづれもそれぞれのギルドに所属し《*ordinance*》の定める各種の規制条項に服する義務を担う生産者であったが、ここで重視すべきはこうした《*ordinance*》制定の経緯とその内容に関する問題で

ある。まずレスターの織布工は一二六年に次の各項に従う旨宣誓を行なっている。(一)夜間の織布を行わぬこと、(二)使用する梭(shuttle)は三つであること、(三)仕事に関する如何なる不正も隠蔽しないこと。そして、一二六四年には、さらに(一)粗織布(rused)については一ヤード当り四分の三片、その他の布については三分一片の間賃を受けること、(二)都市内に充分な仕事をもつ限り農村のためには一切織布をしないこと、等が規定された。一方、縮絨工に関しても一二六〇年はほぼ同じ性質の内容をもつ《ordinance》が規制され、規格に合わぬ布の縮絨は許可なく行わぬこと、特定の洗滌済は染色済みの布には用いてはならないこと、また梳毛(carding)に利用する《backhand-le》と称する木製の枠は布を乾燥する際に流用してはならないこと、等々の事項が定められている(手間賃に関する規定は織布工の場合と同様この年の《ordinance》にはみられない)。

さて、こうした内容をもつたレスターの織布工・縮絨工に与えられた《ordinance》はどのような手続きを経て作成され施行されたであろうか。史料は、この種の手間賃規制を含む《ordinance》が「企業家」層を圧倒的に包含する商人ギルドのイニシアティブにおいて作成され、これらの手工業者に外から強制された事実を示して頗る興味深いものがある。十二・三世紀当時、レスターの織布工や縮絨工は、その故に商人ギルドの定める《ordinance》を宣誓の上ただ受動的に承認するといつた極めて従属度の高い位置に立たされ、それに関する違反事

項は商人ギルドの手で処罰されたのである。このことは、染色工に関する《ordinance》——例えば一二六三年の制定になるもの——が自らその成員たる『レスターの商人たちのギルドのもつ集会の席上で共同して制定され承認された』事実と対比するならば、織布および縮絨に従事するこの都市の手工業者と染色工との間には越え難い一線が劃されていたことを容易に理解せしめるであろう。

総じて、レスターにおいては『多くの指導的な市民は羊毛を購入し恐らく自己の小屋でそれを洗浄し青赤等々に染めあげていた資本家的企業者であった。彼らはそしてさらに梳毛工や紡毛工にその羊毛を与え、また自ら定めた手間賃を支払って織布工や縮絨工を雇って嚴重な管理のもとにおき、仕上げの施された毛織物はボストン、セント・アイヴス、St. Ives、スタムフォード等のイースト・アングリアの巨大市場に開設された自己の店舗で販売したのである。』(Ibid., pp. 233—234)

この種の『資本家的企業者』の存在はレスター以外の毛織物工業都市についても指摘することができる。当時良質の毛織物を生産するよりは寧ろ粗織の布の生産に力点を置いていたロンドンの場合にも、生産の主導権は《burellers》と称される「企業家」によって把握されていた。彼らの営みは、レスターの「企業家」ほど強力ではなかったにしても、染料の検査を統制する半面紡毛糸を購入してそれを織布工に前貸し且つ製品の販売に当たっていた明かに前貸人のそれである。しかし、ロンドン

の「*burellers*」の支払う手間賃の額は、彼らの一方的な決定によることなく、織布工との妥協の上に成立していた。

このような事情はそのほかウィンチェスターの毛織物工業についてもみられるのであるが、十二・三世紀当時のイギリス毛織物工業の経済構造は、ギルド商人の支配のもとにその多様な生産行程が前貸制の系列の上に組織化されることをその基本的な特徴としていたのである。

(註) キャラスウィルソンはこの種の染色工にたいして『資本家的企業家』なる規定を与えているが、こうした見地は資本の近代的基礎形態たる「産業資本」の所有者ないしその人格化した存在にたいしてのみ「資本家」なる規定を与えるわれわれの立場からすれば、当然承認し難いところである。勿論キャラスウィルソンのこの種の立場は、資本主義を商品生産流通一般と見做す俗流経済史学の伝統に根ざしたものであり、このことは次のような彼女の発言からも明かである。『イギリス毛織物工業における資本主義は、しばしば考えられてきたように、十四世紀後半ないしは十五世紀に成立するものではなく、それはさらに二世紀も前から存在した。一たびこうした見解が承認されるならば、これまで歴史家を当惑させてきた夥しい史料。殊にピヴァリー、ウィンチェスター、オクスフォード、マールバラー等の織布工や縮絨工に關した諸法令の上に「一条の光が注がれることとなる。……〔それらの法令は〕基本的に

は産業の経済的組織に關するものであり、手間賃稼ぎに依存する手工業者の資本家的企業者にたいする従属関係を反映したものである。』(Ibidi, pp. 235—236)。

なおこの種の企業者の出自に關しては右に述べられたように染色工から上昇する場合を基本的コースとすることができるのであるが、その他の出自による企業者の存在も決して絶無とはいえない。例えば富裕な織布工がその手工経営を捨てて商人ギルドに加盟し、毛織物生産の諸過程を組織化する企業者となつたレスターの Nicholas the Chalonier の例があげられる。また羊毛商人(woolmonger)等本来の商人層から生成した事例に接することもできる。

### 三

以上が “The English Cloth Industry in the Late Twelfth and Early Thirteenth Centuries” と題された第五論文の概要である。みられるように、大都市を基盤として成立する十二・三世紀のイギリス毛織物工業の生産構造は都市のギルド組織を媒介とする前貸制の体系であり、商人ギルドに帰属する商人的染色業者のイニシアティブのもとに主として良質の織物を生産し、自ら輸出貿易の生産の基礎として機能していたのである。しかしながら、ほぼ十三世紀中葉を劃期としてイギリス毛織物工業の基本的な様相は次第に変化しはじめる。すなわち、産業の比重は都市から農村へ、そして東部イースト・アングリ

ア地方から西部の山間地帯へと徐々に移行する傾向を留め難く示してくるのである。曾つて織物の質の良さを誇示すべく与えられていた主要都市の名はこれとともに次第に消え去り、代つて「West of England」(Essex Straths) (Cotswolds)、「West Riding」等々莫然たる地方名が冠せられるようになった。このようなイギリス毛織物工業に現れた一連の動向がどのような原因と動機をばらんで展開したかという問題を追跡し解明したものが本書の第四章に相当する論稿「An Industrial Revolution of the Thirteenth Century」である。わたくしは彼女のこの論稿のうちに本書全篇のクライマックスを見出すことができると同時に、その鋭利な史眼によって探り当てられた問題は問題意識においてかなりのズレを感じさせながらもなおわれわれにとって充分に暗示的であると考えている。恐らくキヤラスウィルソンも自らこの極めて独創性に富んだ論文に強い愛着と自信を抱いているであろう。このことは彼女が自ら編纂の責に任じた *Essays in Economic History* (1965) のなかにもポスタン、トウニー R. H. Tawney らの研究とともにこの論文が収められていることから容易に推察されよう。

以下、この論稿の説くところをできる限りザッハリッヒな視点に立って再現してゆくこととしよう。

イギリス工業史上十三世紀は、従来、初期毛織物工業が一時的に衰頹する兆候を示した時期であると考えられてきたし、ま

たこの十三世紀の衰頹期はエドワード三世の強力な産業育成政策によって全面的に克服されるものとして理解されてきた。E. リブソン、L. F. ザルツマン等の毛織物工業に関する標準的な概説書<sup>1)</sup>のうちにわれわれは右のような通説の展開を見るであろう。しかし、史料を合理的に検討するならば事態はむしろ逆であり、エドワード三世の即位に先行する時期には却つて毛織物工業の急速な発展と拡大が与えられたといわなければならぬのである。

従来定説として承認されてきた見地がこのように全く誤った形をとつて構成され流布されてきた原因は史料の誤謬にあるのではなく、問題の究明が一義的に都市史料に基づいて遂行された点にある。中世英国における産業発展の歴史は都市とそのギルドの歴史のうちに求められねばならないとする旧来よりの伝統的な視角をとる限り、そこに現出される一連の衰頹現象は同時に産業総体の衰退を意味するものと解されるかもしれない。しかし農村史料もまた当時の工業史の上に少なからず光を当てている。この農村史料が都市史料との対比において検討されるならば、ここで問題の焦点に据えられた十三世紀における工業史の動向も始めてその全容を示しうることとなる。そしてかかる研究的操作の結果明かとなったところは、十三世紀が工業史上一つの極めて顕著な発展期でありこの時期にイギリス毛織物工業は「産業革命」に擬せられるに相応しい技術的進歩を体験したという事実である。そしてこの十三世紀の「産業革命」<sup>2)</sup>は



都市にたいしては貧困と失業を、農村にたいしては富と繁栄を齎したのである。

(1) E. Lipson, *The History of the English Woollen and Worsted Industries* (1921); L. F. Salzman, *English Industries of the Middle Ages* (1923). なお、リップソンは、織布工が当時オクスフォード、ヨーク、リンカン、ノーサンプトン、ロンドン等の都市で著しく減つていゝ事実を指摘してゐる (Ibid., p. 11)。

(2) 通常「産業革命」を近代工場制度の形成過程を基軸として資本⇨賃労働関係が自らの完成を導くものと理解するわれわれの立場からすれば、この用語法はやはり不当なものといわなければならぬ。

十三世紀の「産業革命」は、従来殆ど史家の注目を惹くことなく不当に看過されてきたにも拘らず、そのイギリス毛織物工業の発展に及ぼした影響は頗る大なるものがあつた。この「革命」の中心テーマである技術変革の主要な内容は、縮絨工程への水力の導入でありこれにたいする作業機構の対応である。

中世における毛織物生産の工程は、「染色」・「仕上」の二つを除外すれば、(一)梳毛、(二)紡毛、(三)織布、(四)縮絨の四工程となるが、いうまでもなく初期には凡ゆる意味において各工程はいづれも極めて「手工的」なものであつた。それらのうち始めの三工程が十八・九世紀に機械化されることは経済史の常識であ

「中世のマーチャント・ヴェンチュアラーズ」

らう。しかし第四の縮絨工程の機械化は、たとえ素朴な形ではあつたにしても、十三世紀にその第一歩を踏み出している。

それ以前に西ヨーロッパで用いられていた原始的な縮絨方法には、足で踏む方法・手で叩く方法・棒で打つ方法の三つがある。そのうち長い厚手の布に最も適していたのは第一の足を用いるものである。この方法は遙か遠くローマン・ブリテン時代から既に用いられたもので、「革命」の洗礼をうけなかつた地方では長い間最も重要な縮絨方法として残存した。縮絨工がしばしば *Walker* とよばれた理由もここにある。作業はまず裸足で浅い水槽に入り、手を傍らの低い側壁の上において体を支えながら水に浸した布を踏むのである。第二の手で叩く方法は第三の方法とともに主にも小物を縮絨する場合に用いられるものであるが、しばしば第一の方法に併せて行われたことが明かにされている。一七七四年スコットランドのスカイ島 *Isle of Skye* を訪れたトーマス・ペンナント *Thomas Pennant* はここになお残存していた旧来の原始的な縮絨方法を次のように描写している。

『十二人ないし十四人の女が二手に分れて細長く刻まれた長い板の両側に等分に坐りその上に布をのせた。まず彼女らは木槌の音に合せて歌を唄いながら手で布をあちこちと叩き始める。そこで手が疲れた頃女たちは今度は同じように足を使ひだした。六、七組のむきだしの足が激しく揺れ動きながら一方の端から布を踏んでゆく。仕事に熱が入るころには歌声もさなが

ら嵐のように昂まつてくる。そして仕事が最高潮に達した時にはもし仮りに愛の精神に反しないとすれば、恐らく人は悪魔につかれた女たちの群をみるような気がするだろう。』

初期の縮絨労働も大体こういう素朴なものだったと思われ

る。十三世紀に進展をみた縮絨工程の技術的変革はほほ次のような二つの過程をとっており、新しく与えられた方式は足による素朴な方法に代って以後数世紀にもわたって用いられるのである。その第一の過程では、従来二本の脚で行われてきた作業が二つの木製の槌によって行われるように代り、それが上下に運動することにより水に浸した布を打つ仕組になる。また槌の運動はその上部に取附けられた環状の枠の回転によって制禦されることになっている。第二の変革過程はその回転する枠が水車の軸に連結されることによってその動力を水力に仰ぐように変わるプロセスである。

こうして極めて単純な形ではあったが水力が人力に置き代えられそれが一組の槌の運動を支えることになったが、この機構の総体は *fulling mill, molendinum fullerium* とよばれ、その操作は僅かに縮絨状況を監視する唯一の人間を必要とするにすぎないという極めて能率的な状態であった。

《fulling mill》の導入が何時頃どのような行われたかは余り明瞭でない。大陸に関しては、一〇五〇年代には既にその存在を認めることができるとするマルク・ブロッック Marc Bloch

の見解も提出されているが、なお史料的には充分確認されるには到っていない。イングランドの場合には、少くとも十二世紀の後半あたりから *fulling mill* が導入されたのではないかと想像させる史料が存在している（一一八五年の *Newsnam* [Yorks.] に関する *survey* 等）。のみならず、十三世紀に入るや一方ではその存在を明示する史料が増加するばかりでなく、*fulling mill* に対立して *corn mill* という云葉が新しく史料の上に登場してくる。また、手工業者の立場からこうした *fulling mill* の利用にたいする反対が表明されるのは十三世紀後半のことである。

この *fulling mill* の導入に関して最も積極的な役割を演じたのは恐らく宗教領主であつたろう。当時の *monastic cartulary* には、その年代がつねに明記されていたとはいえないが、沢山の *fullin gmill* に関する記載がみられる。

ウィンチコム修道院 *Abbey of Winchcomb* は二二〇〇年 *Clively* に *fulling mill* を所有していたし、イッサム *Ham Evesham* の修道士は二二〇六年 *Bourton-on-the-Water* に、セント・オーバンス修道院 *Abbey of St. Albans* は一二七四年、それぞれ自ら *fulling mill* を有することが明かにされている。また、ウィンチェスターの司教は二二〇八年、四ヶ所にそれをもっていたことがその *Pipe Roll* に記されているが、その後の史料によればこの司教に所属する *fulling mill* は以後一二一五年 *Downton (Wilts.)* に新しく設置されたのを始

め、一二三三年オクスフォードシャーの Witney に二つ、翌年サマセットシャー Somersetshire の Taunton に一つ新設をみている。このような宗教領主による *falling mill* の所有状況とその増大を示す史料は実に夥しい数に上るのであるが、そのことは決して世俗領主の消極性を示すものではない。宗教領主の所有する *falling mill* の一部はしばしば俗人の寄進よって与えられた事実が指摘できるからである。

世俗領における *falling mill* の存在を探索することは必ずしも容易ではない。それは世俗領に関しては宗教領に関する *cartulary*、*pipe rels* 等に対応する充分な史料に恵まれていないからである。しかし、乏しいとはいえ次の諸史料がなお若干の情報を提供するはずである。それは *Calendars of Inquisitions Post Mortem* やそれぞれのマナーについて作成された *Rentals* と *Customals* 等であり、そのほか *Acco-unts*、*Court Rolls* などに幾ばくかの手懸りを与えるものである。これらの諸史料はいづれも問題を統計的に分析してゆくためには極めて不完全なものといわなければならないが、その他の諸史料を援用しつつ利用するならば、少くとも十三世紀には世俗領においても *falling mill* の導入が急速に進行していた事実を確認することができるとは言える。同時に十四世紀の初頭には既にその普及が著しく広範囲に及んでいたという印象を形造ることも決して困難ではない。

これらの史料の示すところは別掲の表にみられるとおりであ

る。これらの *falling mill* は特に明記された三つの例を除けばいづれもエドワード一世と二世の時代に設置されたものである。みられるとおり *falling mill* は十二世紀末から十四世紀初頭にかけて殆どイングランドの全地域にわたって普及し更にはウェイルズの辺境地帯にまで浸透している。

こうした *falling mill* の成立を齎らした縮絨工程の技術的変革が都市よりもむしろ圧倒的に農村地帯で推し進められたという事実、それがとりわけマナー領主のイニシアティブに依拠していたという興味ある問題に関連をもっている。われわれが利用することのできた史料によれば、ウインチェスターの司教は *Brightwell* に新しく *falling mill* を設けるに当り九磅四志六片を支出していた。ヘンリー・デ・ラシー Henry de Lacy なる領主は *Burnley* に新設されたそのために二磅一二志六片を投じている。領主が *falling mill* のためにこのような多額の貨幣を投下する理由は、それが夥しい利益を保証していたからであり、また殊に「水車」等と同様領主の独占権を主張するために相応しい性格のものであったからである。マナーを横切っている流水とそれを利用した一切の施設が領主的独占の対象となり、農民はすべてそれを利用するよう強制されることはいわば中世の常識である。水力を利用したこの *falling mill* も決して例外ではなかった。従ってその齎らす大きな利潤は専ら領主の手に帰したし、もし領主以外のものがそれを利用する場合には、領主の特許を買うかあるいは一定の賃賃料を

<b>The Pennines</b>		<b>The Lake District</b>	
<i>Yorkshire: West Riding</i>		Greenriggs	I.P.M., Ed. II, 17
Almondbury	M.A., 29/2 (32-3 Ed. I); 1145/21 (Ed. II)	Grizedale	I.P.M., Ed. II, 82
Alverthorpe	Yorks Archaeological Soc., Record Series, XXIX, <i>Wakefield Court Rolls</i> , I, 250 (1296)	Kendal	P.R.O. Assize Roll, 979, m. 2 (40 Hen. III)
Bradford	M.A., 29/2, 1145/21	Millom	I.P.M., Ed. II, 50
Castleford	M.A., 1145/21	Penrith	M.A., 824/28 ff. (1 Ed. I ff.)
Kirkstall	Anc. Ext., 86 (1)	Sowerby	<i>Ibid.</i>
Knaresboro'	<i>Supra</i> , p. 193	Staveley	Lancs & Cheshire Record Soc., vol. 54, <i>Lancs Inquests, Extents and Feudal Aids</i> , II, 148
Leeds	M.A., 1154/21		
Newsham	<i>Supra</i> , p. 190	<b>The Midlands</b>	
Rothwell	M.A., 29/2, 1145/21	<i>Derbyshire</i>	
Thorpe Arch	<i>Cal. I.P.M.</i> , IV, 25 (29 Ed. I)	Hartington	<i>Cal. I.P.M.</i> , III, 300 (26 Ed. I); M.A., 29/3 (7-8 Ed. II)
Wakefield	<i>Wakefield</i> , <i>ut supra</i> , I, 176, 252 (1277, 1296); II, 185 (1316)	Wirksworth	<i>Cal. I.P.M.</i> , III, 291 (25 Ed. I); M.A., 29/3
<i>North Riding</i>		<i>Nottinghamshire</i>	
Burton		Warsop	<i>Notts I.P.M.</i> , 128 (1268)
Constable	I.P.M., Ed. II, 63	<i>Northamptonshire</i>	
Masham	<i>Cal. C.R.</i> , 1302-7, 164	Wellingboro'	
<i>Lancashire</i>		<i>Staffordshire</i>	
Burnley	Chetham Soc., CXII, <i>Two Comptis of the Lancs and Chesbire Manors of Henry de Laoy</i> , 24 and 33 Ed. I, 4, 8, 15, 16	Barton	M.A., 29/3 (7-8 Ed. II)
	<i>Ibid.</i>	Himley	<i>Cal. I.P.M.</i> , VI, 470 (20 Ed. II)
Colne	<i>Ibid.</i> , p. xxii	Rolleston	M.A., 29/3
Manchester	I.P.M., Ed. II, 69	<i>Worcestershire</i>	
Wyresdale		Hartlebury	M.A., 1143/18 (30-1 Ed. I)
<b>The Lake District</b>		Kidderminster	<i>Worc. I.P.M.</i> , I, 43 (1293); <i>Cal. I.P.M.</i> , III, 45
Applethwaite (Windermere)	I.P.M., Ed. II, 81	Mitton	J. R. Burton, <i>Kidderminster</i> , 21
Brampton	<i>Cal. I.P.M.</i> , III, 184 (23 Ed. I)	Overbury (see Cotswolds)	
Carleton	M.A., 824/28 ff. (1 Ed. I ff.)	Shelsley (see Welsh Marches)	
Carlisle	C. Gross, <i>Gild Merchant</i> , II, 39		
Clifton	<i>Cal. I.P.M.</i> , III, 432 (28 Ed. I)	<b>The Welsh Marches</b>	
Cockermouth	Surtees Soc., CXXVI, <i>Register of St. Bees</i> , 48, 449 (27 Ed. I); R. & S., 730; M.A., 460/24	Alvington	<i>Tax. Eccl.</i> , p. 172
Crosthwaite	I.P.M., Ed. I, 32 Ed. II, 81	Caerleon	M.A. 1202/6 ff. (7 Ed. II ff.)
Dacre	I.P.M., Ed. II, 82	Ludlow	T. Wright, <i>Ludlow</i> , 98; Brit. Mus. Harl. MS., 6690 f., 89 ff.
Egremont	<i>Cal. C.R.</i> , 1288-96, 402	Monmouth	<i>Tax. Eccl.</i> , 172
Embleton	I.P.M., Ed. II, 75	Paincastle	I.P.M., Ed. II, 50
Glassonby	I.P.M., Ed. II, 76	Shelsley	<i>Worc. I.P.M.</i> , II, 7
Grasmere	I.P.M., Ed. I, 5, 32; Ed. II, 81 <sup>2</sup>	Talgarth	<i>Cal. C.R.</i> , 1307-13, 200
		Usk	M.A., 1202/6 ff. (7 Ed. II ff.)
		Wilton	I.P.M., Ed. II, 82

<b>The West of England</b>		<b>The Cotswold District</b>	
<i>Cornwall</i>		<b>Overbury</b>	<i>V.C.H., Worc.</i> , II, 301
Heskyn	<i>E.C.H.</i> , 207 (1307)	Stanway	<i>Tax. Eccl.</i> , 234 (1291)
Lawhitton	<i>Mon. Ex.</i> , 429 (1308)	Wheatenhurst	<i>R. &amp; S.</i> , 245 (15 Ed. I)
Leghā in		Winchcomb	<i>Supra</i> , p. 191
Buryan	<i>E.C.H.</i> , 208, n. 8 (1316-17)		
Penryn	<i>Mon. Ex.</i> , 430 (1308)	<b>The Middle Thames Region</b>	
Sheepstall nr.		<i>The Kennet Valley</i>	
Ruan	<i>E.C.H.</i> , 207 (1260)	Benham	
Talgarrek in		Valence	<i>V.C.H., Berks</i> , I, 198
Camboræ	<i>E.C.H.</i> , 206 (1260)	Burghfield	<i>Ibid.</i> , III, 403; <i>Brit. Mus. Harl. MS.</i> , 1708, f. 209
Treclego	<i>E.C.H.</i> , 207 (1291)	Chilton Foliat	<i>Wilts I.P.M.</i> , 350 (1307)
Tremodret	<i>E.C.H.</i> , 207 (1291)	Elcot	<i>Supra</i> , p. 192
Trewithian in		Hampstead	<i>V.C.H., Berks</i> , IV, 182;
St. Wenn	<i>E.C.H.</i> , 207 (1313)	Marshall	<i>I.P.M.</i> , 54 <i>Hen. III</i> , 25
Tybesta	<i>I.P.M.</i> , Ed. I, 95	Newbury	<i>V.C.H., Berks</i> , I, 388, IV, 136
<i>Devon</i>		Reading	<i>Ibid.</i> , III, 344
Bovey Tracey	<i>I.P.M.</i> , Ed. II, 100 (19 Ed. II) <sup>3</sup>	Speen	<i>Ibid.</i> , IV, 107; <i>M.A.</i> , 750/23 (5-6 Ed. I)
Chüdleigh	<i>Mon. Ex.</i> , 428	<i>The Thames Valley</i>	
Crediton	<i>Mon. Ex.</i> , 427	Medmenham	<i>I.P.M.</i> , <i>Hen. III</i> , 30 (1263)
Harpford	<i>I.P.M.</i> , Ed. I, 42 (27 Ed. I)	Purley	<i>V.C.H., Berks</i> , III, 421
Hartland	<i>I.P.M.</i> , Ed. I, 32 (27 Ed. I) <sup>3</sup>	Sæckworth	<i>Register of Godstow</i> , I, 43
Molton, North	<i>I.P.M.</i> , Ed. II, 36, 59 (7 & 10 Ed. II) <sup>3</sup>	Witney	<i>Supra</i> , p. 191
Molton, South	<i>I.P.M.</i> , Ed. II, 100 (19 Ed. II)	<i>The Cbilterns</i>	
Moreton	<i>Cal. I.P.M.</i> , III, 282 (25 Ed. I)	Wendover	<i>Anc. Ext.</i> , 79 (2) (24 Ed. I)
Hampstead		Wycombe	<i>Register of Godstow</i> , I, 89 (1235)
Sampford			
Courtenay	<i>I.P.M.</i> , Ed. I, 21 (23 Ed. I) <sup>3</sup>	<b>Wiltshire</b>	
Slapton	<i>I.P.M.</i> , Ed. I, 32 (35 Ed. I) <sup>3</sup>	<i>North</i>	
<i>Somerset</i>		Chilton Foliat	
Cheddar	<i>M.A.</i> , 1131/3 (1301)	(see Kennet Valley)	
Dulverton	<i>Brit. Mus. Add. MSS.</i> , 16332	Chippenham	<i>Wilts I.P.M.</i> , 246, 300 (1300)
Dunster	Maxwell-Lyte, <i>Dunster</i> , I, 297	Stanley-on-the-Marden	<i>Supra</i> , p. 190
Taunton	<i>Eccl. Com.</i>	<i>South</i>	
Wells	<i>M.A.</i> , 1131/4 (1308-9)	Downton	<i>Eccl. Com.</i>
Wiveliscombe	<i>Ibid.</i>	Harnham	<i>Wilts I.P.M.</i> , 227 (1299)
Wooley	<i>Ibid.</i>	Mere	<i>Ibid.</i> , 257; <i>M.A.</i> , 1055/21 (1300)
<b>The Cotswold District</b>		Sarum, Old Steeple	<i>Cal. I.M.</i> , I, 328 (1277-8)
Barton-on-Windrush	<i>Supra</i> , p. 190	Langford	<i>R. &amp; S. Gen. Ser.</i> , 16/66 (1294)
Bourton-on-the-Water	<i>Supra</i> , p. 191		
Hawkesbury	<i>C.R.</i> , <i>Gen. Series</i> , 175/41 (19 Ed. II)		
Hinton	<i>Cartulary of the Monastery of St. Peter of Gloucester</i> (Rolls Series), III, 60		

<b>Hampshire</b> Alresford, New Sutton Waltham Winchester	<i>Supra</i> , p. 191 (1208-9) <i>Ibid.</i> <i>Ibid.</i> <i>Infra</i> , p. 206	<b>The London District</b> Stratford	<i>Cal. Letter Books of London</i> ed. R. R. Sharpe, C. 51 (1299)
<b>South-Eastern England</b> Guildford Tonbridge	<i>Cal. L.R.</i> , III, 376 (1251) <i>Hundred Rolls</i> (Record Comm.), II, 219	<b>East Anglia</b> Lawford, Witham,	<i>Cal. I.P.M.</i> , II, 380 (15 Ed. I)
<b>The London District</b> Enfield	<i>Cal. I.P.M.</i> , V, 192 (5 Ed. II)	Essex Hadleigh, Suffolk Aby (or Strub- by), Lincs Tothill	<i>Supra</i> , p. 190 n. 1 H. Pigot, <i>Hadleigh</i> , 229 (1305) <i>Cal. I.P.M.</i> , VI, 153 (1321-2) <i>Cal. I.M.</i> , I, 238 (1264-5)

「中世のマーチャント・ヴェンチユアラーズ」

支払つてその定期借借を行わねばならなかつたのである。このような事態は他方では農民の反独占運動を喚起する結果にもなつた。旧来の方法によつてそれぞれの家で自由に縮絨を行なえることを許可するよう要求して発生した十三世紀末のセント・オーバンスの闘争は特に有名であるが、この種の問題は主としてマナーの解体、中世から近世への移行等の問題に絡まるものであり、さしあたり当面の課題ではない。

ともあれ「*wool-mill*」の發明とその農村地区への拡大が旧来の大都市を基盤とする毛織物工業の上に甚大な影響を与えたことは想像に難くない。縮絨工程に現れた技術的変革により人間の足は木槌に変わり、同時に人力に代つて水力が動力として登場することとなつた。その結果、水力は産業立地の決定的要因となり、曾つて都市の市壁の内側で営まれていた縮絨工程は東部の平地に存在する特権都市の規範を越えて、遠く清らかな急流をもとめて西北部の山間地帯に移動していったのである。そこにはギルド規制と重税からの自由があつたし「*wool-mill*」の高性能は多くの利益を保証した。十三世紀末期には山間地帯に新しく設けられた「*wool-mill*」の周辺に、唯単にローカルな需要を充たすに留らず恐らくはそれ以上の仕事をしたであろうと想像される縮絨工が移住していた事実も明かにされているばかりでなく、さらにそれを目ざす織布工たちの新しい居住地も形成をみたのである。

「*wool-mill*」の導入を契機として農村の産業人口が当時際

「中世のマーチャント・ヴェンチュアラーズ」

立つて増大したことは他方では旧来の都市工業の衰微を促がした。一二九八年のロンドンの「*Letter Book*」によれば、住民の幾人かが織物をストラトフォード Stratford などにある「*wool-mill*」に送つて縮絨させているために多くの人々が損害を蒙っていると訴えられているようにこの都市の反けた打撃は大きく、十四世紀初頭には曾つて三八〇あつたという織機の数は僅か八〇に激減している。しかし、このような現象は勿論ロンドンに限られたものではなく、目を転じて毛織物工業の重要拠点として顕著な存在を示していた東南部諸都市について検討を加えた場合にも同様な事態が指摘されよう。例えば、十二世紀当時夥しい織布工と縮絨工を擁しそれぞれのギルドから年間六磅が上納されていたウインチェスターでは、エドワード一世の時代になると多くの手工業者が町を去り上納金の徴集は著しく困難な状態になつていったと伝えられている。また、同じ十二世紀に王にたいして年間六磅を納めていたオクスフォードの織布工のギルドはエドワード一世の時代には僅か四二志を上納したにすぎず、その間六〇人以上もいたとされる織布工は一五人に減少している。ヨークの場合に織布工のギルドから上納される貨幣は曾つて一〇磅にのぼつたのであるが、十三世紀には激減する傾向を如実に現すようになっていた。また従来「企業家」層の強力な支配下に著しい発展を示していたレスタールにおける毛織物工業が凋落したのもこの時期のことである。一三二二年この町に残つていた縮絨工は唯一人であつたと報告

されており、しかも『彼は貧民である』と但し書きされている。なお、レスターに関する史料を検討すれば、これに対応して毛織物工業に関する記録が次第に減少し代って原毛取引を示す史料が増加してくるという示唆に富んだ事実と接することもできる。

右のような都市工業の衰頹は恐らく *wooling mill* の設置のための自然的好条件に恵まれていなかったことにも帰因するであろう。しかし、ヨリ大きな原因となったものは都市の保守主義であったはずである。一二九八年、ロンドン市民はすべての毛織物は承認された慣行に従って『この町にある家々の中でその職場の人々または下僕たちの足によつて縮絨される』べきであると主張しているように自ら新しい縮絨方法の採用を拒否したばかりでなく、さらに外界の発展に抵抗して一切の毛織物が町の外で縮絨されることを禁止したのである。ウインチェスターについてもこれと同様な性質をもつ一連の対抗政策が行われた事実がみられ、またヨークシャー一帯で生産される毛織物の染色と仕上げを独占していたヨークの毛織物製造業者は、一三〇四年その特権が著しく侵害されている事情を訴え、すべての非合法的な手工業を禁止する勅令の公布を得たのである。しかし、これら一連の抵抗が如何に空しく終ったかはその後の毛織物工業の歴史が雄弁に説明している。

『曾つて繁栄を極めた主要都市にみられる十三世紀の「毛織物」工業の没落は強い印象を与えずにはおかないであろうが、

同じ時期に農村地区で進行したその発展も同様に目覚ましいものがある。しかし、従来歴史家の注意を喚起してきたのは事態の都市的側面であり、彼らはそれから工業の全面的な衰頹が行われたという誤った結論を導いてきたのであるが、いまやこの衰頹の真の意義は明かとなった。「毛織物」工業は急速に発展していたが、それは曾つて主導的立場にあった諸都市の規制外で行われたのである。東部平野に存在した著名な旧毛織物生産都市の衰微、農村における *wooling mill* の発達——これらの事実は農村工業が都市のそれを吸収していったことを示すばかりでなく、イングランドの北部及び西部で *wooling mill* が大きな比重を占めていた事実を想起するならば、同時に広巾物生産の総体が東部から西部へ、すなわち West Riding, the Lake District 並びに the West of England の新しい中心地に向けて移行しつつあったことを物語るものである。何故ならばそこには良質の羊毛ばかりでなく水力の充分な供給があったからである。……このような変化の主要な——唯一のとはいわぬまでも——要因は *wooling mill* の発明だったのである。』(Ibid., pp. 208—209)

〔一九五六・九・一五〕